

事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日からスタートします。

製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。

「長期使用製品安全点検制度」^{*}では、メーカーなどに所有者登録することで、

適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、所有者登録をしましょう。

*消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。



対象製品 (特定保守製品)

屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用／プロパンガス用)

屋内式ガスふろがま
(都市ガス用／プロパンガス用)

石油給湯器

石油ふろがま

FF式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

現在お使いの製品^{*}も点検可能ですので、詳しくは
メーカーなどにお尋ねください。

※平成21年4月1日よりも前に製造・輸入された製品

- 1 販売者^{*}から点検制度についての説明を受けます
※工務店、不動産販売業者等の場合もあります。



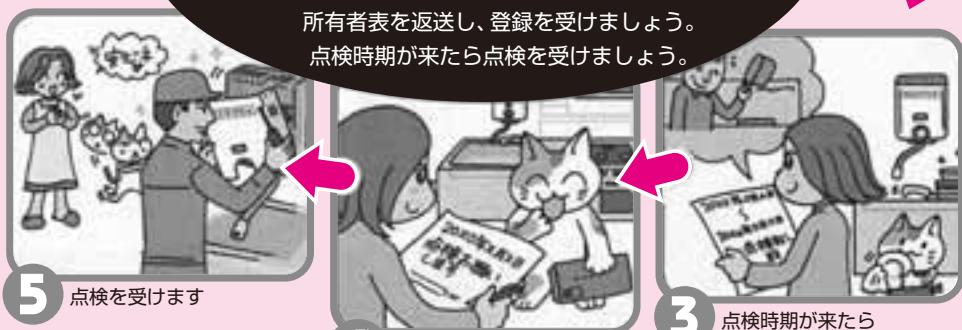
- 2 所有者票を返送します
(所有者登録)



特定保守製品 を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、
メーカーなどに登録された所有者へ点検時期を知らせ、
点検を促すことで事故を防止するための制度です。

所有者表を返送し、登録を受けましょう。
点検時期が来たら点検を受けましょう。



※所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等
製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。

事故が起きると、周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者・家主は、**点検を受けるなどの保守に努め**、製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しなければなりません。

点検時期の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めにメーカーなどの登録先に知らせましょう。
※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。

【この制度のお知らせホームページ】

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

【この制度の問い合わせ先】 経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省
商務流通グループ 製品安全課

03-3501-4707(直)

中国経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

082-224-5671(直)

※個別の製品に関するお問い合わせは、メーカー、販売店などにご連絡ください。